

※詳しくは☎にお問い合わせください。

ボクからの  
お願いだゾウ!



▲企業局マスコットキャラクター「あらぞうくん」

☎ 64・2700  
☎ 64・2700

- ・水に溶けない紙類、布類、木片などの個体、残飯：つまりやポンプの故障の原因となるので流さないでください
- ・農業・除草剤 販売店や製造元に問い合わせ処理してください
- ・灯油・石油：購入先に問い合わせ処理してください
- ・天ぷら油：キッチンペーパーで拭き取るか、固化剤などで固めて燃えるゴミとして処理してください

**下水道に流してはいけないもの**  
家庭のキッチン、トイレ、洗面所や事業所から出るし尿や雑排水は、下水処理場で微生物が汚れを分解しています。異物が混入すると、微生物が弱り処理能力が低下します。  
**下水道に流してはいけないもの**

下水道に異物を流さないでください

② **清掃** 浄化槽内に溜まった汚泥などの引き出しや調整 機器類の掃除・洗浄などを行います。最低でも、年に1回は清掃してください。

① **保守点検** 浄化槽の機能を保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、ブローアの調整などを行います。家庭用浄化槽は4カ月に1回以上の点検が必要です。

**浄化槽の維持管理をお願いします**  
上下水道などに関する問い合わせは次のとおりです。問い合わせ内容を確認し、電話のかけ間違いがないようご注意ください。お問い合わせをお願いします。  
☎ 64・3333  
☎ 64・3332  
☎ 64・3321



▲熊本県生活排水イメージキャラクター「排水くん」

☎ 63・1370  
☎ 096・284・3355

③ **法定検査** 浄化槽の放流水質が基準を満たしているか、維持管理や使用方法が適切かを判定します。法定検査は県の指定検査機関（熊本県浄化槽協会）による使用開始後3〜5カ月以内に行う検査（7条検査）と年1回定期的な検査（11条検査）が必ず必要です。

④ **浄化槽の使用を休止・再開するときは届出が必要** 長期間使用していない浄化槽は、決められた内容の清掃を行い市に休止の届出をすることで、先に記載した浄化槽管理者の3つの義務が免除されます。使用を再開するときは、必ず市と地域の清掃・保守点検業者に連絡してください。詳しくは環境保全課にお問い合わせください。

それいけマイナちゃん! ~マイナンバーカード普及への挑戦~

[予約・問い合わせ] 市民課 ☎ 63-1302



マイナちゃん

市民サービスセンターにカードの申請・交付ができる窓口を開設しました

【場所】 あらおシティモール 2階  
荒尾市市民サービスセンター内  
【マイナンバー出張窓口休所日】  
・毎週金曜  
・毎月第3日曜  
※1日が日曜から始まる月は第4日曜  
・年末年始（12月29日～1月3日）  
・その他システムメンテナンスなどの日  
・市民サービスセンターの休所日

【業務内容】  
◆マイナンバーカード交付（完全予約制）  
※必要書類は予約時に確認してください。  
◆マイナンバーカード写真撮影付き申請  
●持ってくるもの  
・本人確認書類（免許証、保険証など）  
・申請書（お持ちの人）  
・マイナンバー通知カード（お持ちの人）

7月は万田炭鉱館で出張申請を行います。万田中央・井手川地区の人には別途チラシを配布します。

※詳しくは☎にお問い合わせください。

社会を明るくする運動  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

☎ 66-1373  
☎ 66-1373

7月の「社会を明るくする月」荒尾市強化月間に合わせ、犯罪・非行の防止や立ち直りを支えるなど、社会を明るくする運動として、さまざまな活動を行います。次代を担う青少年の健全育成のためにも、家庭・学校・地域が一体となり、環境づくりに取り組むことが大切です。

**この運動が目指すこと**  
①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築く。  
②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように立ち直りを支える。

- ◆この運動で力を入れて取り組むこと
- ①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さ、更生保護の活動について広く知ってもらい、理解を深めてもらう。
  - ②犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらう。
  - ③保護司、更生保護女性会会員、協力雇用主などの更生保護ボランティアのなり手を増やす。
  - ④民間協力者、地方公共団体、国の連携を強化し、犯罪や非行をした人が仕事、住居、教育などの必要な支援を受けやすくするネットワークをつくる。
  - ⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する。

●啓発事業

行事(場所)	日時	内容
ファミリーコンサート(エポックあらお)	7月4日(日) 13:30～15:00	パブリーたまみによる子育て中の人に元気を与えるコンサート
広報啓発活動(市内一円)	7月1日(木)～30日(金)	広報車で巡回
少年相談(更生保護サポートセンター)	7月1日(木)～30日(金) 10:00～15:00 ※土・日・祝日除く	更生や少年・児童問題の相談
作文コンテスト(市内小・中学校)	7月1日(木)～30日(金)	社会を明るくする運動に関する作文の募集

※出発式は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

農業に関する支援制度をご活用ください

☎ 63-1443  
☎ 63-1443

「道の駅あらお(仮称)」開業を視野に入れた農業産出額の増加や農家の所得向上、持続可能な農業振興などを目的に、今年度から新たな補助制度の設立、既存制度の拡充を行います。詳しくは問い合わせください。



- 【申請期限】 7月21日(水)  
【補助事業内容】  
① **農業用機械等整備事業補助金**  
●内容 新規就農を目的とした設備投資や既存農業者による規模拡大・生産性向上などを目的とした設備投資にかかる費用の一部を補助  
●補助金額 対象経費の4分の1以内(5万円～最大100万円)  
② **野菜園芸栽培支援事業補助金**  
●内容 市が推奨する野菜の新規栽培や規模拡大の取り組みにかかる費用の一部を補助  
●補助金額 対象経費の2分の1以内(1品目あたり最大2万円、1人あたり最大4万円)

- ③ **果樹苗木の栽培支援事業補助金**  
●内容 果樹の新植や改植にかかる費用の一部を補助  
●補助金額 対象経費の2分の1以内(苗木1本あたり最大2,000円、土壌改良材1本あたり最大300円)  
④ **梨の苗木改植支援事業補助金**  
●内容 梨の新植や改植にかかる費用の一部を補助  
●補助金額 対象経費の2分の1以内(苗木1本あたり最大1,400円、土壌改良材1本あたり最大300円)  
⑤ **農作物被害対策事業補助金**  
●内容 有害鳥獣や自然災害による農作物被害への対策にかかる費用の一部を補助  
●補助金額 対象経費の2分の1以内(上限10万円)